# 行 政 視 察 報 告 書

参加議員	奈良岡 隆
調査期間	令和5年1月16日(月)~令和5年1月17日(火)
	①栃木県那須塩原市
調査先	「投票率向上について」、「議会モニター制度について」、「議会倫
調査元   及び	理条例について」
.,, ,	
調査事項	②東京都北区
	「議会倫理条例について」

## 視 察 概 要

- 調査先① 栃木県那須塩原市
- 調査事項 投票率向上について、議会モニター制度について、議会倫理条 例について
- 調査内容
- 1 調査日

令和5年1月16日(月)

2 調査目的

令和4年10月30日執行の青森市議会議員一般選挙において、投票率が 過去最低を記録した。開かれた議会に向けて、議会改革は不断に取り組む べき課題である。そこで市民意見の市政への反映などに取り組まれている 事例を調査した。

3 対応者

那須塩原市議会議員 益子 丈弘 那須塩原市議会議員 齋藤 誠之 那須塩原市議会事務局議事課長 相馬 和男

- 4 調査事項の説明
  - (1) 背景

那須塩原市の投票率は、令和3年4月25日の市議会議員選挙では、42.66%、令和2年11月15日の栃木県知事選挙では37.98%と、投票率が低下傾向にあった。特に若者の投票離れが目立ち、市議選において18~19歳の投票率は25.38%、20~24歳は19.73%と、投票率の向上のためには、若者がより投票しやすい環境の整備が課題となっていた。

議会の最高規範として制定した議会基本条例に基づいた「市民の負託にこたえる議会」の実現に向け、「議会の見える化」、「議会改革」が求められていた。

#### (2)議会改革の歩み

- ・議会活性化検討委員会の設置(平成19年4月)
- ・議会活性化検討特別委員会(平成21年6月)※目的と結果を出す
- ・議会運営委員会において議会改革の取組(平成29年6月)
- ·議会活性化特別委員会の設置(令和元年5月)
- ・通年議会を導入(令和3年1月28日)

## (3) 事業概要

## ①投票率向上について

議会活性化特別委員会が令和4年5月、それまでの議論を踏まえて選挙管理委員会に「投票率向上への提言書」を議長名で提出。この提言を受けて、選挙管理委員会は同年9月28日に「市内43か所の投票所の投票時間を2時間繰下げ、午後6時までとする」としたほか、高校への期日前投票所の設置などについて検討すると回答している。

### ②議会モニター制度について

那須塩原市議会は、分かりやすく開かれた議会の実現に向け、議会モニター制度を導入している。

当該制度は、モニターとなった市民に、議会運営についての改善等の 意見を提出してもらい、実現可能なものは実際に議会運営に反映させて いこうというもの。

モニターからの意見は、「議会モニターからの意見回答書」、「議会モニター活動報告書」として広報広聴特別委員会が公表している。

#### ③議会倫理条例について

つくば市議の請負規制違反などの事件を受け、先に政治倫理感を定めることで、予防措置を行うことを目的に制定された。請負規制、資産等報告書の適用範囲などの論点整理を行った上で、平成27年3月議会において制定。令和5年3月に条例の一部改正を行っている。

#### (4)考察

那須塩原市議会の議会改革に向けた積極的な活動と熱意には学ぶべきものが多かった。議会モニター制度においては参加者がなかなか増えないといった課題、また議会活性化については取組自体を理解できていない議員もいるので、一層成熟度を上げていく必要があるといった率直な意見を聞くことができた。また、議会倫理条例の制定には予防的効果が大きいとの言葉に重みを感じた。

## 視 察 概 要

- 調査先② 東京都北区
- 調査事項 政治倫理条例について
- 調査内容
- 1 調査日

令和5年1月17日(火)

## 2 調査目的

令和4年10月執行の青森市議会議員一般選挙において、投票率が過去最低を記録した。開かれた議会に向けて、議会改革は不断に取り組むべき課題である。そこで市民意見の市政への反映などに取り組まれている事例を調査した。

## 3 対応者

東京都北区議会事務局次長 茅根 薫東京都北区議会事務局係長 石山 永夫

#### 4 調査事項の説明

## (1)契機

平成9年9月に、当時の議長がその地位を利用して、契約等様々な場面で区への圧力をかけている旨の匿名の投書が各議員宛てにあり、委員会等で質疑が行われたが、執行機関側の説明でも問題なしとされた。

その後、第4回定例会において共産党会派ほか3会派から「東京都北区議会議長山崎満君の議長辞任を求める決議」が提出された。否決されたが、平成10年2月に、山崎議長から議長辞職願が提出され、第1回定例会で許可された。

同定例会において、議員は誠実かつ公正にその職務を行い、汚職、不正、 腐敗事件を起こさないとの内容で「北区議会議員の政治倫理確立に関する 決議」が全会一致で議決された。

### (2)条例制定までの経緯

「北区議会議員の政治倫理確立に関する決議」を受けて、平成 10 年 4 月 開会の幹事長会において正副議長より「(仮称) 北区議会政治倫理検討会の 設定について(案)」が示され、全会一致で承認された。

設置目的の中に、北区議会議員の政治倫理に関する条例等の整備について協議し議長に報告する、とされており、平成10年6月に議長の諮問機関として「北区議会政治倫理検討会」が設置された。

政治倫理検討会のメンバーは、会派案分よる 11 人で構成。検討会は平成 10 年 6 月 19 日から 11 月 13 日まで 9 回開催し、「東京都北区議会議員の政治倫理に関する条例案について」として取りまとめ、議長に答申。平成 10 年第 4 回定例会において、全議員提出による条例案として可決した。

# (3)考察

東京都北区議会議員倫理条例は、議員の責務のほか、区民に対しても「自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員に対して政治倫理基準に反することとなる働きかけを行ってはならない」と明記していることが重要な視点と感じた。

また、議員等の責務、政治倫理基準などに対する解釈指針が示されており、大変に参考となる。